



「公民館まつり」にお出かけください

日ごろ、地域で活動している個人・グループの成果発表の機会「公民館まつり」を下記の日程で開催します。作品展示、お茶会、ダンスパーティー、各種体験コーナーなど、多彩な催しと地域の顔がたくさんあふれる週末、皆様のご来場をお待ちしています。

公民館名／開催日	主な催し物
二本木公民館 (☎77)8611) 2月18日(金) 19日(土) 20日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ●作品展示 18日(金)～20日(日)午前9時～午後5時(20日は午後4時まで) ●お茶会 せん茶・抹茶→19日(土)・20日(日)午前10時～午後3時 ※呈茶券(200円)は同館で発売中。 ●前夜祭ダンスパーティー 16日(水)午後6時～8時50分 ●囲碁交流会 18日(金)午前9時～午後3時/要事前申し込み ●ビデオ上映会 18日(金)午前10時・午後2時30分/「おじゃる丸・シートン動物記・子どもフェスティバルほか」 ●ストリートマジック 19日(土)午前10時・午後1時・3時 ●竹細工コーナー 19日(土)午前10時～正午 ●おしるこコーナー 19日(土)午前10時30分/なくなり次第終了 ●科学を利用して物を作ろう 19日(土)午後1時～3時/参加費500円 ●「こま」で遊ぼう 20日(日)午前10時～11時 ●もちつき大会 20日(日)午前10時30分・午後1時/なくなり次第終了 ●ストロー細工に挑戦 20日(日)午後2時～3時
東部公民館 (☎77)7881) 2月19日(土) 20日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ●作品展示 19日(土)・20日(日)午前9時～午後5時(20日は午後4時まで) ●お茶会 抹茶→19日(土)午前10時～午後3時 ※呈茶券(200円)を同館で販売中。 ●ダンスパーティー 17日(水)午後6時～8時30分 ●人形劇 20日(日)午後1時30分～2時30分/「よいしょ、よいしょ」「トラとサンボ」 ●囲碁大会 2月27日(日)午前9時～午後3時 ※2月18日(金)までに申し込み/参加費1000円(昼食代を含む)
昭林公民館 (☎77)6688) 2月19日(土) 20日(日) 26日(土) 27日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ●作品展示 19日(土)・20日(日)午前9時～午後5時(20日は午後4時まで) ●お茶会 抹茶→19日(土)午前10時～午後3時(定員150人) せん茶→20日(日)午前10時～午後3時(定員200人) ※呈茶券(200円)は、当日会場で販売。 ●おしるこコーナー 19日(土)午前9時30分、午後3時30分/なくなり次第終了 ●映画 19日(土)午前10時・午後1時30分(定員各159人)/「リロ アンド スティッチ」 ※映画整理券は、2月5日(日)午前9時から昭林公民館で配布 ●ホールフェスタ 26日(土)午前9時30分～午後4時/楽器演奏・歌・舞踊など ●アマチュアバンドライブ 27日(日)正午～午後5時
北部公民館 (☎98)3751) 3月5日(土) 6日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ●作品展示 5日(土)・6日(日)午前9時～午後5時(6日は午後4時まで) ●芸能発表会 5日(土)午前9時30分～午後4時30分 ●消防コーナー はしご車の展示→5日(土)午前10時～午後4時 なます号(地震体験車)を体験しよう→5日(土)午前10時～午後3時(正午から午後1時まで休憩) 三河地震の啓発パネル展示→5日(土)・6日(日)午前9時～午後5時(6日は午後4時まで) ●福祉コーナー 5日(土)・6日(日)午前9時～午後5時(6日は午後4時まで) 車いすの体験コーナー→5日(土)午前10時～午後4時 ●アートバルーンを作ろう 5日(土)午後1時～4時/風船の数に限りがあります ●子ども将棋大会(小学生対象) 5日(土)午前9時～正午/当日受け付け ●おしるこコーナー 5日(土)・6日(日)午前9時30分/なくなり次第終了 ●模型電車を運転しよう 5日(土)午後1時～5時・6日(日)午前9時～午後4時 ●囲碁会 6日(日)午前10時～午後3時/当日申し込み(昼食希望者は400円必要) ●映画会 6日(日)午前10時・午後1時/ポケットモンスター「裂空の訪問者」 ●ダンスパーティー 2月26日(土)午後6時～8時45分
安祥公民館 (☎77)5070)	<ul style="list-style-type: none"> ●ダンスパーティー 2月6日(日)午後1時～5時



安城市市民安全条例(案)への意見募集の結果を公表します

本紙11月15日号及び市ホームページなどで意見を募集した「安城市市民安全条例(案)」について貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきありがとうございました。寄せられたご意見・ご提案と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、提出されたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しました。

*** 提出された意見の集計 ***

●提出数 1通 ●意見の内訳 1通を項目ごとに分類すると8件の意見がありました

① 市の責務について	1件	③ 推進指導員などの推進体制について	5件
② 事業者に対する防犯上の指針について	1件	④ 犯罪抑止モデル地区の活動支援について	1件

*** 意見とそれに対する市の考え方 ***

① (意見) 本条例の市の責務に、公共施設などの運営管理及び安全対策についての具体的な施策に関する事項を追加する。

(市の考え方) この条例は、市民の安全確保に関する施策の基本となる事項を定めており、公共施設の安全対策などは、第6条第1号の犯罪の起こりにくい環境づくりを推進することに包括します。具体的な施策は、本条例に明文化しませんが、それぞれ所管する部署で対応していきます。

② (意見) 本条例に事業者に対する具体的な防犯上の指針を提示し、指針制定にあたってはあらかじめ事業者の意見を聴取する旨の事項を追加する。

(市の考え方) 愛知県安全なまちづくり条例(県条例)第4条に事業者の責務を、また、第18条に深夜商業施設等の事業者の努力義務を規定していますので、本条例では指針を規定しません。

③ (意見) 市は、推進指導員委嘱などの推進体制の整備についての具体的な施策を列記し、公安委員会が委嘱した安全なまちづくり推進指導委員との協調を図り、連絡協議会の結成運営について支援協力する。この連絡協議会の構成及び本条例の施行・改廃に関する事項は、あらかじめ当協議会に諮問し、答申を得よう努めることを本条例に追加する。

(市の考え方) 既に市民の代表者が、公安委員会から県条例第6条第1項に規定する安全なまちづくり推進指導員の委嘱を受け活動していることなどから、市独自で推進指導員制度は設けません。なお、本条例第7条の規定により、警察署、その他の関係機関及び団体と連携して地域安全活動を推進します。

④ (意見) 本条例にモデル地区内における活動支援に関する事項を追加する。

(市の考え方) 本条例の第8条に犯罪抑止モデル地区を指定しています。活動支援などに関する具体的な施策につきましては、条例とは別に定める予定です。

提出された意見による条例(案)の修正はありませんでした。

問い合わせ▶市民安全課